尖閣諸島と日米地位協定に関する質問主意書

提出者

照

寛

屋

徳

尖閣諸島と日米地位協定に関する質問主意書

尖閣諸島 が沖縄県石垣市の行政区域に属するわが国固有の領土であることは、 歴史的にも国際法上も明白

である。 菅内閣も一八九五年一月十四日の閣議決定によりわが国の領土に編入された、 との統一 見解を示し

ている。

二〇一〇年九月七日、 尖閣諸島周辺でわが国の領海を侵犯した中国漁船が海上保安庁の巡視船と接触 • 衝

突する事件 (以下、 中国漁船領海侵犯事件という)が発生した。 同漁船の船長は公務執行妨害罪の容疑で逮

捕・送検されたが、同月二十五日に処分保留で釈放されている。

私は、 中国漁船領海侵犯事件をめぐる問題について、いたずらに 「中国脅威論」 を煽ったり、 中 -国は悪

しき隣人」などと感情的に批難、 攻撃したり、 偏狭なナショナリズムを鼓舞すべきではないと考えている。

連の問題は、 国際社会に向けて、 あくまでも尖閣諸島がわが国固有の領土であることを明確に主張しつつ

ŧ 日中 両国間のハイレベル協議と日中双方が冷静な外交交渉で平和的に解決すべきである。

方、 中国漁船領海侵犯事件の発生を契機に、 尖閣諸島が日米安保条約の適用対象であるかどうかという

議論も再燃した。 尖閣諸島をめぐっては、 領有権だけでなく、 日米安保にまつわる問題が同時に存在するの

である。

以下、質問する。

尖閣諸島の島ごとに所有関係及び賃貸借関係を明らかにされたい。 政府が賃借している島があれば、 そ

の賃貸借契約の始期、賃貸借の目的を示されたい。

尖閣諸島に属する久場島及び大正島は米軍提供施設・区域である。一九七二年五月十五日の日米合同委

員会におけるいわゆる「五・一五メモ」によると、両島の島全体が米海軍の射爆撃場となっている。 政府

が 両島を米軍専用 の施設・区域として提供した年月日、 同施設・ 区域の所有者及び地主数を示したうえ

で、 現在でも米軍は両島を射爆撃場として使用しているのか明らかにされたい。

三 九七九年以降実施されていないようだが事実か。 事実であ

れば、 米軍は三十年以上にわたって提供施設・区域を使用していないことになるにもかかわらず、 政府が

両島の返還を求めてこなかった理由を明らかにされたい。

なお、 一九七九年以降、 両島で訓練が実施されたのであれば、 その年月日を明らかにしたうえで、係る

訓練に対する政府の見解を示されたい。

四 概して、 米軍提供施設・区域である久場島及び大正島においては、 わが国の国内法と日米地位協定のい

ずれが優先適用されるのか政府の見解を示されたい。

五 尖閣諸 島は沖縄県石垣市の行政区に属している。 行政区を預かる石垣市あるいは沖縄県が久場島及び大

正島における実地調査を行う場合、 施設・区域の管理者たる米軍の許可を得ることなく上陸は可能か政府

の見解を示されたい。

六 米軍提供施設・区域である久場島及び大正島周辺には、 訓練水域・空域が設定されている。 米軍から同

水域・空域における訓練通告がなされた期間中に、 中国や台湾など第三国 の漁船が同水域に侵入した場

合、 わが 国 の国内法と日米地位協定のいずれが優先適用されるのか、 具体的な罰名及び罰条を明らかにし

たうえで政府の見解を示されたい。

第三国の者が久場島及び大正島に上陸した場合、 わが 国の国内法と日米地位協定のいずれが優先

適用されるのか、 具体的な罰名及び罰条を明らかにしたうえで政府の見解を示されたい。

右質問する。